

令和 5 年 3 月 2 日答申

事件番号 令和 4 年 (審) 第 3 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 4 年 6 月 8 日付けで審査請求人に対して行った住民票の写しの不交付決定（以下「**本件処分**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が、処分庁に対し、令和 4 年 6 月 3 日に、交付対象者を○○○○（以下「**本件対象者**」という。）として住民票の写しの交付申出（以下「**本件交付申出**」という。）をしたところ、処分庁が本件処分をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求を行う事案である。

2 法令等の定め

(1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）

本件に関する、住民基本台帳法（以下「**法**」という。）の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

(2) 住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）

本件に関する、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）245 条の 4 第 1 項に基づく国の技術的助言である住民基本台帳事務処理要領（以下「**事**

務処理要領」という。)の定めは別紙 2 に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 住民基本台帳事務における支援措置申出書の転送

処分庁は、令和 3 年 10 月、当初受付市町村長から、申出者を本件対象者、加害者を審査請求人とした住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「本件支援措置申出書」という。）の写しの転送を受けた。

そのため、処分庁は、事務処理要領第 5-10-オに従い、本件対象者について支援の必要性があると判断した。

(2) 本件交付申出と本件処分

審査請求人が、令和 4 年 6 月 3 日、処分庁に対して、利用目的を「審査請求→大田区役所」として本件交付申出をしたところ、処分庁は、同月 8 日付けで本件処分を行った上、本件対象者が支援対象者に該当し、審査請求人が不交付の対象となり、本件交付申出は法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しない旨の理由を付した本件処分に係る通知書を審査請求人に送付した。

(3) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 4 年 8 月 30 日付けで、本件処分を不服として、取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 弁明書と反論書の提出

ア 弁明書（1 通目）の提出

処分庁は、令和 4 年 10 月 5 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書（1 通目）の提出

審査請求人は、令和 4 年 11 月 13 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 弁明書（2 通目）の提出

処分庁は、令和 4 年 11 月 24 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(5) 口頭意見陳述

ア 質問事項書の提出

審査請求人は、令和 4 年 11 月 24 日付けで、大田区審理員に対し、質問事項書を提出した。

イ 口頭意見陳述の実施

大田区審理員は、令和 4 年 12 月 1 日、処分庁を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(6) 反論書（2 通目）の提出

審査請求人は、令和 4 年 12 月 9 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した

(7) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 5 年 1 月 16 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(8) 諮問

審査庁は、令和 5 年 1 月 23 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、本件交付申出が法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者からの申出に該当し、本件処分が違法又は不当といえるかである。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は本件対象者に対して児童虐待防止法 2 条で定義されている虐待を行った事実はない。また、児童相談所が本件支援措置申出書の

相談機関等の意見欄に「〇〇〇〇〇〇、安全が脅かされる、心理的虐待を受けるおそれがあるため、支援の必要があるものと認める。」と記載したが、この記載内容では本件対象者が具体的にどのような児童虐待を受けたかわからず支援措置を受けることができる者に該当するか判断できないため、処分庁が事務処理要領に従って支援措置の可否を判定すれば、支援措置の必要性を認める要素はないのであるから、本件処分は不当である。

- (2) 審査請求人は、本件対象者の現住所を把握しているが、不当に本件対象者やその母親に接触することはなく、現に本件対象者が再び父母の關係に巻き込まれ、安全を脅かされたり、心理的虐待を受けていないことから本件支援措置申出書の記載内容は失当である。
- (3) 本件支援措置申出書の加害者の氏名が審査請求人と異なっているにもかかわらず行われた本件処分は不当である。
- (4) 本件交付申出の利用目的は、審査請求人が裁判の申立てに利用するためであるから法 12 条の 3 第 1 項 1 号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」に該当する。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 事務処理要領第 5-10 により、市区町村長は住民基本台帳事務における支援措置の申出を受け、ドメスティック・バイオレンス、ストーカ行爲等、児童虐待及びこれらに準ずる行爲（以下「DV等」という。）の被害者保護のために支援措置を実施することとされている。具体的には、市区町村長は、支援措置実施を求める旨の申出を受け（事務処理要領第 5-10-ア）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出並びに住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置を実施し（事務処理要領第 5-10-コ）、加害者が判明しており、加害

者から申出がなされた場合は、法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する（事務処理要領第 5-10-コー（イ）-（A））。

- (2) 住民基本台帳事務における支援措置を受けるに際しては、DV等の被害の有無や被害状況については、警察署等の相談機関で事実確認を行うことになっており、相談機関は支援措置が必要であると判断した場合は、相談機関等の意見欄に意見を付した「住民基本台帳事務における支援措置申出書」をDV等の被害者に交付する。

市区町村長は、相談機関等の意見欄に意見を付した「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を受け付けることにより、申出者がDV等の被害者に該当し、かつ、加害者が当該申出者の住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあるかについて確認する。

- (3) 処分庁は、上記(1)及び(2)に基づき、本件対象者がDV等の被害者に該当し、かつ、加害者である審査請求人が本件対象者の住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあるかを事務処理要領に則り適正に確認し判断した。

- (4) 通常、住民票の写し等の交付申請において、申請書に利用目的が記載されている場合、処分庁は、他の利用目的がないかどうかについて、重ねて確認することは必須ではないが、本件においては、申出に特別の必要があると認められる場合に該当するか慎重に判断するため、窓口において他に利用目的がないかを確認し、「他の利用目的はない。」との回答を得たため、そのことについて申請書に付記した。

- (5) 事務処理要領により、加害者から申出がなされた場合、法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否することとされている。ただし、利用目的をより厳格に審査した結果、申出に特別の必要があると認められる場合であっても、加害者に交付せずに目的を達成することが

望ましいとされている。そのため、仮に、審査請求人が、申請書に利用目的として裁判所に提出する必要がある旨の記載があり、その申出に特別の必要があると認められる場合においても、処分庁は、平成 30 年 12 月 3 日付け総務省自治行政局住民制度課長通知「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」（以下「平成 30 年 12 月 3 日付け通知」という。）に基づき、審査請求人に対して、「住民票の写し等を交付することはできないこと」及び「住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられること」を説明した上で、具体的な手続については、裁判所に相談するよう案内することとなり、審査請求人に住民票の写しを直接交付することはない。

(6) 以上のことから、本件処分は適法かつ正当である。

3 審理員の意見の要旨

本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付については法及び事務処理要領に基づき交付の可否を判断する必要があるところ、処分庁は法及び事務処理要領に基づいて本件処分を行っているのであるから、法及び事務処理要領の規定に反するところはない。

例外として利用目的をより厳格に審査した結果、申出に特別の必要があると認められる場合には、加害者に交付せずに目的を達成する必要があるが、本件交付申出に係る申請書の利用の目的の欄に「審査請求→大田区役所」と記載されており、その欄外には、処分庁が同申請書の提出時に他の利用目的がないことを口頭で確認した旨が記載されている。そうすると、審査請求をすることが利用目的である場合、住民票の写しが交付されないことが前提であるから、本件交付申出には特別の必要があると認められない。仮に、審査請求人が主張するとおり、窓口で利用目的を裁判提起のた

めであると話していたとしても、事務処理要領及び平成 30 年 12 月 3 日付け通知のとおり加害者に交付せずに目的を達成するため、審査請求人に対して住民票の写しが交付されるものではない。

以上のとおり、本件処分は、根拠法令に基づき適法に処理されており、違法とも不当ともいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 5 年 1 月 23 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、同月 27 日及び同年 3 月 2 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由は以下のとおりである。

1 支援措置制度の合理性

支援措置は、DV 等の加害者が住民基本台帳等の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、国の技術的助言である事務処理要領により定められているもので、全国の地方自治体においても行われており、その目的及び内容について、合理性を有した制度と解される（東京地方裁判所平成 28 年 3 月 30 日判決（平成 27 年（ワ）第 28779 号）参照）。

2 本件処分の事務処理要領準拠性

本件では、処分庁は、令和 3 年 10 月、当初受付市町村長から、申出者を本件対象者、加害者を審査請求人とした本件支援措置申出書の写しの転送を受けた事実が認められる。事務処理要領第 5-10-オによれば、「この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長におけ

る支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。」と定められていることから、これにより、処分庁が、転送元の市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって支援の必要性があると判断して支援措置を実施し、本件交付申出が支援措置における加害者からなされたために審査請求人は法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして本件処分を行ったことは、事務処理要領が定める原則的な取扱いに準拠したものといえる。

3 審査請求人の主張について

(1) 処分庁が事務処理要領に従って支援措置の可否を判定すれば、支援措置の必要性を認める要素はないとの主張について (第 4 の 1 (1))

審査請求人は、本件支援措置申出書の相談機関等の意見欄の記載内容では本件対象者が具体的にどのような児童虐待を受けたかわからず、支援措置を受けることができる者に該当するか判断できないため、処分庁が事務処理要領に従って支援措置の可否を判定すべきである旨を主張する。

しかし、前述のとおり、事務処理要領第 5-10-オには、当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受けた他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないと定められている。

そして、本件支援措置申出書の相談機関等の意見の欄には「1 上記申出者の状況 (注:「C 児童虐待防止法」) に相違ないものと認める。」の部分にチェックが入れられていることから、処分庁が本件対象者について支援の必要性があるとした取扱いは、事務処理要領に従ったものであり、違法でも不当でもない。

なお、相談機関等の意見欄の補記は、当初受付市町村長による支援の

必要性を疑わしめるものではなく、処分庁が当該支援措置自体の可否をより詳細に審査しなければならない理由にはならない。

したがって、審査請求人の主張はいずれにしる認められない。

**(2) 審査請求人が本件対象者の現住所を把握しているとの主張について
(第 4 の 1 (2))**

審査請求人は、本件対象者の現住所を把握しているが、不当に本件対象者やその母親に接触することはないことから、本件支援措置申出書の相談機関等の意見欄の記載内容は失当であると主張する。

しかし、前述のとおり、事務処理要領第 5-10-オには、当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受けた他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないと定められているところ、審査請求人が本件対象者の現住所を把握していることが当初受付市町村長による支援の必要性を否定又は減じる理由になるとはいえないから、審査請求人の主張は認められない。

(3) 支援措置申出書の加害者の氏名が審査請求人と異なっているとの主張について (第 4 の 1 (3))

審査請求人は、本件支援措置申出書の加害者の氏名が審査請求人と異なっているにもかかわらず行われた本件処分は不当であると主張する。

しかし、処分庁に送付された時点においては、加害者の氏名は補正されていることから、審査請求人の主張は理由がない。

(4) 本件交付申出の利用目的が裁判の申立てに利用するためであるとの主張について (第 4 の 1 (4))

審査請求人は、本件交付申出の利用目的は、審査請求人が裁判の申立てに利用するためであるから法 12 条の 3 第 1 項 1 号に該当すると主張す

る。

しかし、審査請求人は、本件交付申出に係る申請書に利用目的を「審査請求→大田区役所」と記載している上に、窓口において他に利用目的がないかを確認し、「他の利用目的はない。」との回答を得たため、その旨が同申請書に付記されている。さらに、審査請求人の令和4年11月13日付け反論書の2には「裁判手続のための第1段階として支援措置を解除する必要がある、利用の目的欄に『審査請求→大田区役所』と記載した」とあり、審査請求人自身裁判手続と審査請求を分けて考えていたことは明らかである。したがって、本件交付申出の利用目的を裁判の申立てに利用するためとする審査請求人の主張は事実と反する。

仮に、審査請求人の利用目的が裁判の申立てに利用するためであったとしても、処分庁は、その申出に特別の必要があると認めたことを前提として、平成30年12月3日付け通知に基づき、審査請求人に対して、「住民票の写し等を交付することはできないこと」及び「住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられること」を説明した上で、具体的な手続については、裁判所に相談するよう案内することとなり、審査請求人に直接交付することはなかったと考えられる。

したがって、審査請求人の主張はいずれにしろ認められない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人による本件交付申出は法12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないことから、本件処分については取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

(答申第 19 号)

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

住民基本台帳法

12 条の 3 第 1 項

市町村長は、前 2 条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- (1) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

住民基本台帳事務処理要領

第 5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法（中略）第 12 条の 3 第 1 項から第 6 項（中略）までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 及び B 略

C 児童虐待防止法第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

D 略

(イ) 略

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、当該申出者に係る住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

なお、当初受付市町村長は、申出者が住所地で住民登録した後に、2 回以上、申出者の本籍が一の市町村から他の市町村に転籍している場合であって、申出者が、2 つ以上前の本籍地であった市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出に係る支援を求める事務及び当該 2 つ以上前の本籍地であった市町村を併せて申出書の備考等に記載することを求める。

(エ) 及び (オ) 略

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア－(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 略

ウ 略

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申

出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア－(ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カからケまで 略

コ 支援措置

(ア) 略

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（中略）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号（中略）に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C) に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は

支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 及び (C) 略

サ 略